

在留カード更新中の口座凍結にご注意ください。（外国籍学生対象） [学生向けのお知らせ（教務） / Announcements for Students (Educational Affairs)]

学生各位
（本通知は外国籍の学生向けです。）

昨年末、警視庁は特殊詐欺等の拡大を受け、在留期間満了後の銀行口座利用について、厳格な本人確認を求める要請を各金融機関へ通達しました。
これを受け、金融機関は、在留期間満了者に対して、在留カード等で状況を確認できるまで口座の取引制限を講じる必要があるとのこと。

外国籍の方におかれましては、取引制限がかけられないよう、在留期間更新許可申請を行えるタイミング（在留期限の3カ月前）になったら早めに申請を行う、
在留期間更新許可申請後は、金融機関に申請中であることを伝え、予め必要な手続きについて確認をしておく、などの防止策を行ってください。
新しい在留カードが交付されましたら、金融機関への申出もお忘れのないようお願いいたします。

また、金融機関によっては、在留期間確認のための書類やメールを送付しているそうです。もし受け取られた場合はすみやかに対応するようにしてください。

万が一、銀行口座が止められてしまった場合は、至急、金融機関へ連絡を取ってください。

＜ご参考＞

- *三菱UFJ銀行：お取引目的等確認書に関するご協力をお願い <<https://a19.hm-f.jp/cc.php?t=M1827806&c=364&d=4684>>
- *三井住友銀行：お客さま情報等の定期的な更新をお願い <<https://a19.hm-f.jp/cc.php?t=M1827807&c=364&d=4684>>
- *みずほ銀行：「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に伴うみずほ銀行の対応方針 <<https://a19.hm-f.jp/cc.php?t=M1827808&c=364&d=4684>>

学務部／教務課

作成日／2025年7月7日 16時34分18秒

メール送信

あり

送信日時

2025年07月07日 00時00分

対象学生所属

全ての学生